

独立行政法人日本学生支援機構の第2期中期目標、第2期中期計画及び平成25年度計画

第2期中期目標<平成24年3月28日変更指示>	第2期中期計画<平成24年3月29日変更認可>	平成25年度計画<平成25年3月29日届出>
<p>(序 文) 独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二十九条の規定により、独立行政法人日本学生支援機構が達成すべき業務運営に関する目標（以下「中期目標」という。）を定める。</p> <p>(前 文) <略></p> <p>I 中期目標の期間</p> <p>機構が実施する学生支援業務は、学資金の貸与や支給など、長期的視点に立って行われる必要があることから、中期目標の期間は、平成21年4月から平成26年3月までの5年間とする。</p> <p>II 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項</p> <p>1 共通的事項 (1) 透明性及び公平性の確保 <略></p>	<p>(序 文) 独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第三十条の規定により、独立行政法人日本学生支援機構が中期目標を達成するための計画（以下「中期計画」という。）を定める。</p> <p>(基本方針) 独立行政法人日本学生支援機構（以下「機構」という。）においては、独立行政法人日本学生支援機構法第三条に定められた目的を達成するために、適切に大学等と役割分担を行いながら、大学等の学生等に対する支援業務をリード・サポートする中核機関としてのナショナルセンターに相応しい役割・機能を担いつつ、(i) 奨学金貸与事業、(ii) 留学生支援事業、(iii) 学生生活支援事業、(iv) その他これらに附帯する業務を行う。</p> <p>I 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>1 共通的事項 (1) 透明性及び公平性の確保 <略></p>	<p>(序 文) 独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第三十一条の規定により、独立行政法人日本学生支援機構が中期目標を達成するための計画（以下「中期計画」という。）に基づく、平成25年度の業務運営に関する計画（以下「年度計画」という。）を定める。</p> <p>I 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>1 共通的事項 (1) 透明性及び公平性の確保 <略></p>

独立行政法人日本学生支援機構の第2期中期目標、第2期中期計画及び平成25年度計画

第2期中期目標<平成24年3月28日変更指示>	第2期中期計画<平成24年3月29日変更認可>	平成25年度計画<平成25年3月29日届出>
<p>(2) 広報・広聴の充実 <略></p> <p>(3) 学生支援に関する調査及び研究の実施 <略></p> <p>2 奨学金貸与事業</p> <p>(1) 奨学金貸与の的確な実施</p> <p>教育の機会均等の観点から、意欲と能力がありながら、経済的理由により修学が困難な学生等に対し、学生等の自立を支援し、修学環境を整えるため、教育事業として重要な奨学金事業を実施する。また、この目的を十分踏まえ、真に支援を必要とする者の貸与が行われるよう、貸与基準の厳格化とそれに沿った運用の徹底を図りつつ、以下の事業を推進する。</p> <p>① 適切な適格認定の実施</p> <p>真に支援を必要とする者に貸与を行う観点から、奨学生に対する適格認定に係る基準について一層の周知を図るとともに、奨学生への修学上の指導の徹底を大学等に要請し、適格認定を厳格かつ迅速に行う。また、大学等から奨学生に対し適切な貸与月額を選択するよう指導する仕組みを導入す</p>	<p>(2) 広報・広聴の充実 <略></p> <p>(3) 学生支援に関する調査及び研究の実施 <略></p> <p>2 奨学金貸与事業</p> <p>(1) 奨学金貸与の的確な実施</p> <p>18歳人口が減少していく一方で、進学率が上昇していることや、今後の経済状況などを踏まえつつ、意欲と能力がある学生が経済的な理由により進学を断念することがないよう、将来的な奨学金貸与事業の規模や貸与基準などの国における今後の検討に資するため、奨学生の生活実態や家計の実態などを調査・分析しつつ、学生ニーズを踏まえ、真に支援を必要とする者に適切に貸与が行われるよう奨学金貸与事業を行う。</p> <p>① 適切な適格認定の実施</p> <p>真に支援を必要とする者に貸与を行う観点から、奨学生に対する適格認定に係る基準について一層の周知を図るとともに、奨学生への修学上の指導の徹底を大学等に要請し、適格認定を厳格かつ迅速に行う。また、大学等から奨学生に対し適切な貸与月額を選択するよう指導する仕組みを導入す</p>	<p>(2) 広報・広聴の充実 <略></p> <p>(3) 学生支援に関する調査及び研究の実施 <略></p> <p>2 奨学金貸与事業</p> <p>(1) 奨学金貸与の的確な実施</p> <p>18歳人口が減少していく一方で、進学率が上昇していることや、今後の経済状況などを踏まえつつ、意欲と能力がある学生等が経済的な理由により進学を断念することがないよう、将来的な奨学金貸与事業の規模や貸与基準などの国における今後の検討に資するため、奨学生の生活実態や家計の実態などを調査・分析しつつ、学校の奨学金事務担当者向けのホームページの充実及び初任者向けの研修など研修会の開催等により学校との連携強化を踏まえ、学生ニーズに適切に対応した奨学金貸与事業を行う。また、高等学校との連携強化に取り組む。</p> <p>① 平成24年度に導入した「所得連動返還型の無利子奨学金」制度について、適切に運用する。</p> <p>② 適切な適格認定の実施</p> <p>真に支援を必要とする者に貸与を行う観点から、奨学生に対する適格認定に係る基準について一層の周知を図るとと</p>

独立行政法人日本学生支援機構の第2期中期目標、第2期中期計画及び平成25年度計画

第2期中期目標<平成24年3月28日変更指示>	第2期中期計画<平成24年3月29日変更認可>	平成25年度計画<平成25年3月29日届出>
<p>る。</p> <p>(2) 返還金の回収強化 奨学金貸与事業は、返還金をその原資の一部としていることから、返還金を確実に回収し、奨学金貸与事業の健全性を確保する観点から、返還金の回収について、迅速かつ的確な現状把握と、適切かつ厳格な回収を実施するための方策を講ずる。特に、延滞債権について回収の抜本的強化を図る。また、総回収率（当該年度に返還されるべき要回収額に対する回収額の割合）を中期目標期間中に82%以上にすることを目指し、返還金の回収促進策を推進する。</p> <p>その際、目標として設定した総回収率については、奨学金貸与事業の健全性を確保する観点から、奨学金貸与事業の将来見通しを明らかにした上で、平成23年度までにその妥当性について検証し、延滞債権に対する新たな財政負担の増加を抑制する。</p> <p>① 学校との連携強化 学校との連携強化を推進し、奨学生の返還意識涵養のための指導等を徹底する。</p>	<p>る。</p> <p>(2) 返還金の回収強化 返還金を確実に回収し、奨学金貸与事業の健全性を確保する観点から、総回収率（当該年度に返還されるべき要回収額に対する回収額の割合）を中期目標期間中に82%以上にすることを目指し、以下の返還金の回収促進策を推進する。 また、毎年度、返還金の回収状況について、貸与規模や経済状況等の影響も含めた定量的な把握・分析を実施するとともに、返還促進方策の効果等を検証し、次年度の取組を効果的に行うために必要な改善を図る。</p> <p>なお、上記総回収率については、奨学金貸与事業の健全性を確保する観点から、奨学金貸与事業の将来見通しを明らかにした上で、平成23年度までにその妥当性について検証し、延滞債権に対する新たな財政負担の増加を抑制する。</p> <p>① 学校との連携強化 ア. 返還誓約書の提出時期を早期化して、採用時とすることで、その提出を確実にするとともに、大学等と連携し在学期間中から奨学生としての自覚や卒業後の返還意識の徹</p>	<p>もに、必要最小限の貸与月額を選択するよう指導する仕組みを活用した奨学生への修学上の指導の徹底を大学等に要請し、適格認定を厳格かつ迅速に行う。また、適格認定に係る調査を引き続き実施する。</p> <p>(2) 返還金の回収強化 総回収率（当該年度に返還されるべき要回収額に対する回収額の割合）を82%以上にすることを目指す。新規返還者の回収率については95%を上回るよう努めつつ、以下の返還金の回収促進策を推進する。 また、外部有識者等で構成する委員会において、返還金の回収状況について、貸与規模や経済状況等の影響も考慮しつつ、定量的な把握・分析を実施するとともに、次年度の取組を効果的に行うため、返還促進方策の効果等を検証する。また、前年度の検証結果に基づき必要な改善を図る。</p> <p>① 学校との連携強化 ア. 平成22年度採用者から提出時期を採用時とした返還誓約書について、引き続きその提出を確実にするとともに、大学等と連携し在学期間中から奨学生としての自覚や卒</p>

独立行政法人日本学生支援機構の第2期中期目標、第2期中期計画及び平成25年度計画

第2期中期目標<平成24年3月28日変更指示>	第2期中期計画<平成24年3月29日変更認可>	平成25年度計画<平成25年3月29日届出>
<p>② 返還金回収の促進</p> <p>返還金回収強化の対策を促進する。</p> <p>また、返還金の円滑な返還を促進するため、リレー口座(口座振替)加入時期の早期化を図り、新規返還開始者で95%以上、全体で80%以上とする。</p>	<p>底を図る。</p> <p>イ. 大学等に対して返還金回収方策について積極的な広報・周知を行い、協力を要請する。</p> <p>ウ. 大学等の返還説明会において、奨学生に対する返還の重要性に係る指導の徹底を図る。</p> <p>エ. 大学等における奨学生への指導の改善を促すため、延滞率の改善が進まない学校名の公表を行うとともに学校別内示数の算定における延滞率の比重を高める。</p> <p>② 返還金回収の促進</p> <p>ア. 返還金の円滑な返還を促進するため、リレー口座(口座振替)加入時期の早期化を図り、新規返還開始者で95%以上、全体で80%以上とする。</p> <p>イ. 延滞を初期段階で解決するため、民間委託を活用しつつ、早期における督促の集中的実施を図る。</p>	<p>業後の返還意識の徹底を図る。</p> <p>イ. 大学等の教職員に対して、奨学金の返還の重要性や返還金回収方策を理解してもらうため、メールマガジン等の活用や奨学業務連絡協議会、初任者研修会等の場において返還金回収方策についての広報・周知を図り、一層の協力を要請する。</p> <p>ウ. 大学等の返還説明会においては、説明者用マニュアルを活用し、返還の重要性や返還中の諸手続きに係る指導の徹底を図る。また、機構職員の派遣については、適切な対象校を選定するための基準等に基づき実施する。</p> <p>エ. 学校別内示数においては、延滞率の比重を高めた算定方法により適正な配分を行うとともに、延滞率の改善が進まない学校名の公表については、引き続き実施の内容等について文部科学省と協議の上、検討を行う。</p> <p>② 返還金回収の促進</p> <p>ア. 平成26年3月満期者についても引き続きリレー口座加入時期を12月末とし、リレー口座加入率については、新規返還開始者で95%以上、全体で80%以上とする。</p> <p>イ. 原則として、延滞4ヶ月となった初期延滞債権について、回収業務をサービサーに委託する(期間は約5ヶ月間)。回収委託の結果、延滞解消または法的処理等に移行しない</p>

独立行政法人日本学生支援機構の第2期中期目標、第2期中期計画及び平成25年度計画

第2期中期目標<平成24年3月28日変更指示>	第2期中期計画<平成24年3月29日変更認可>	平成25年度計画<平成25年3月29日届出>
<p>大学・大学院等に係る平成19年度末の3ヶ月以上の延滞額を3年間で半減することを目指し、返還金回収方策の強化を図ることにより、前年度比15%以上削減するよう努める。</p>	<p>ウ. 延滞状況の早期改善を図るため、法的処理の早期化を図る。</p> <p>エ. 延滞者の実態調査を実施し、その結果を回収強化施策へ反映させる。</p> <p>オ. 無延滞者を含め住所不明者に対する追跡調査を行うなど、住所調査の更なる徹底を図る。</p> <p>カ. 延滞者の多重債務化の防止を図るため、個人情報情報機関を活用する。</p> <p>キ. 返還相談体制強化のため、コールセンターを開設し、応答率の改善を図るとともに、返還意思を有する者等からの相談等に適切に対応する。</p> <p>③ 大学等奨学金の延滞額の削減 大学・大学院等に係る平成19年度末の3ヶ月以上の延滞額を3年間で半減することを目指し、返還金回収方策の強化を図ることにより、前年度比15%以上削減するよう努める。</p>	<p>ものについては、引き続き回収業務を委託する。</p> <p>ウ. 一部入金があった者等を除き、原則として延滞9ヶ月以上の者に対して法的処理を行う。また、中・長期延滞債権についても外部委託による回収を適切に活用しつつ計画的に法的処理を行う。</p> <p>エ. 延滞者の実態調査については、延滞事由などその結果について分析を行い、回収強化施策へ効果的に反映する。</p> <p>オ. 無延滞者を含め住所不明者に対する追跡調査の一層の徹底を図る。</p> <p>カ. 対象となる延滞者の延滞情報について、個人情報情報機関への登録を行う。</p> <p>キ. 返還相談体制強化のために設置したコールセンターを適切に運営し、返還意思を有する者等からの相談等に適切に対応する。</p> <p>③ 大学等奨学金の延滞額の削減 大学・大学院等に係る平成19年度末の3ヶ月以上の延滞額について、返還金回収方策の強化を図ること等により、引き続き削減に努める。</p>

独立行政法人日本学生支援機構の第2期中期目標、第2期中期計画及び平成25年度計画

第2期中期目標<平成24年3月28日変更指示>	第2期中期計画<平成24年3月29日変更認可>	平成25年度計画<平成25年3月29日届出>
<p>③ 機関保証制度の運用</p> <p>機関保証制度の運用においては、代位弁済となる対象債権を確実に請求する。機関保証制度について、学生等に対して適切に周知を図るとともに、同制度の収支の健全性を確保するため、毎年度その妥当性について検証する。</p> <p>(3) 情報提供等の充実</p> <p>① 情報提供の充実</p> <p>奨学金の貸与及び返還に関する情報提供を、ホームページ</p>	<p>④ 機関保証制度の運用</p> <p>ア. 機関保証制度について、大学等と連携し、学生等に対して適切に情報提供、周知を図り、機関保証選択者への返還意識の徹底を図るとともに、機関保証制度加入者への督促を強化する。</p> <p>イ. 機関保証制度の運用においては、同制度に係る契約を遵守し、代位弁済となる対象債権を確実に請求する。</p> <p>ウ. 機関保証制度が円滑に機能するよう同制度の収支の健全性を確保するため、債務保証の収支、代位弁済・回収状況等を把握し、機関保証の妥当性を毎年度検証する。</p> <p>⑤ 高等学校奨学金の回収強化</p> <p>旧日本育英会が実施していた高等学校に対する奨学金事業の返還金回収については、返還金の回収強化策を講じ、一層の回収努力に努める。</p> <p>(3) 情報提供等の充実</p> <p>① 情報提供の充実</p> <p>奨学金の貸与及び返還に関する情報提供を、ホームページ</p>	<p>④ 機関保証制度の運用</p> <p>ア. 機関保証制度について、大学及び保証機関等と連携し、配付書類等を活用して学生等に対して適切に情報提供することにより周知を図り、機関保証選択者への返還意識の徹底を図る。</p> <p>イ. 機関保証制度の運用においては、同制度に係る契約を遵守し、代位弁済となる対象債権を確実に請求するよう、延滞者については、サービスの活用等の回収促進策により督促を強化するとともに、訪問督促、居住確認等を計画的に実施する。</p> <p>ウ. 機関保証制度加入者に係る債務保証の収支、代位弁済・回収状況等の把握及び将来のリスク分析等を行い、引き続き、機関保証制度検証委員会において機関保証の妥当性を検証する。</p> <p>⑤ 高等学校奨学金の回収強化</p> <p>旧日本育英会が実施していた高等学校に対する奨学金事業の返還金回収については、返還金の回収強化策を講じ、一層の回収に努める。</p> <p>(3) 情報提供等の充実</p> <p>① 情報提供の充実</p> <p>奨学金の申込み、返還等に関する文書やホームページに掲</p>

独立行政法人日本学生支援機構の第2期中期目標、第2期中期計画及び平成25年度計画

第2期中期目標<平成24年3月28日変更指示>	第2期中期計画<平成24年3月29日変更認可>	平成25年度計画<平成25年3月29日届出>
<p>等を活用し積極的かつわかりやすく行う。</p> <p>② 諸手続きの厳正化 より公正かつ適正な奨学金貸与事業を行うため、奨学金貸与、返還猶予、法的処理等の事務の一層の厳正化を図る。</p> <p>(4) 返還猶予・免除制度の適切な運用 奨学金の返還猶予に関しては、適用基準の更なる具体化・明確化を図るとともに、返還免除に関しても制度の適正な運用を図る。</p> <p><以下、略></p>	<p>等を活用し積極的かつわかりやすく行う。また、奨学生等に対する利便性の向上を図るため、情報システムの整備を図る。</p> <p>② 諸手続きの厳正化 より公正かつ適正な奨学金貸与事業を行うため、奨学金貸与、返還猶予、法的処理等の事務に関し、内部規程や事務処理要項等の整備・改善に努め、職員に徹底する。</p> <p>(4) 返還猶予・免除制度の適切な運用 奨学金の返還猶予に関しては、適用基準の更なる具体化・明確化を図るとともに、経済状況の変化等により今後、返還が困難な者が急増することが予想されるが、そのような場合も含め、適確に返還猶予制度を運用する。返還免除に関しても制度の適確な運用を図る。</p> <p><以下、略></p>	<p>載している質疑応答集、その他の奨学金情報については、わかりやすいものとなるよう努めるとともに、適切に更新することにより、情報提供の充実を図る。併せて大学等に対する説明会の充実により、大学等との連携強化を図る。奨学生等に対する利便性の向上を踏まえながら、最適化後の奨学金業務システムを適切に運用する。</p> <p>② 諸手続きの厳正化 返還猶予、法的処理等の事務に関するマニュアル等の整備・改善及び引き続き職員への周知徹底を図り、適正な業務実施に努める。</p> <p>(4) 減額返還・返還猶予及び免除制度の適切な運用</p> <p>① 経済的理由により奨学金の返還が困難な者に対しては、引き続き返還者の状況を考慮し減額返還制度及び返還猶予制度を適切に運用する。</p> <p>② 優れた業績を挙げた大学院生に対する奨学金の返還免除制度に関しては、業績優秀者免除認定委員会の認定に基づき、適切に運用する。</p> <p><以下、略></p>